

鶴川図書館における図書コミュニティ施設に向けた 取組状況について

鶴川図書館は、2025年5月からつるかわ図書コミュニティ施設「つるぼん」に生まれ変わりますので、開設日やサービス内容、オープニングイベント等についてご報告します。

1 施設の開設日

2025年5月10日（土）

2 つるかわ図書コミュニティ施設「つるぼん」のサービス内容

開館時間 及び休館日	開館時間：10：00～17：00 休 館 日：月曜日、第二木曜日、年末年始
図書貸出 サービス	・本や雑誌の貸出と閲覧（専用の利用券を使用） ・貸出数：3冊、貸出期間：2週間 ・市立図書館の予約本受渡サービス（4月1日から実施）
コミュニティ 形成の取組	・コミュニティースペースでのおしゃべり会 ・おはなしに出会う会や地域活動紹介などの月替わり館内イベント ・商店街や地域団体と連携したイベントの開催

3 オープニングイベントの実施

イベント名	つるぼんから始まる本との出会い、人とのつながり
開催日時	2025年5月10日（土）11：00～15：00
開催内容	① つるぼん開設に伴うセレモニー ② シャボン玉アーティストによるパフォーマンス ③ 2024年度のコミュニティスペース運営協力者によるワークショップやトークセッション

4 補助金要綱の制定

図書コミュニティ施設の運営に要する経費を補助することにより、施設の運営を支援することを目的として「町田市図書コミュニティ施設運営事業補助金交付要綱」を制定しました。

①要旨

補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助金の交付額その他必要な事項について定めています。

②施行日

2025年4月1日 施行

つるぼん

tsurubon

つるかわ図書コミュニティ施設

2025年春、鶴川団地センター名店街区に、
新たにつるかわ図書コミュニティ施設「つるぼん」が生まれます。

オープンにあたりプレオープンとグランドオープンイベントのご案内です。
場所：つるかわ図書コミュニティ施設「つるぼん」（旧鶴川図書館）参加無料

プレオープン

- ・ 日時：4/29（火）～5/9（金）
※5/5・5/8を除く
11:00～15:00
- ・ 内容：施設内の見学
つるぼん貸出カード作成

◎本・雑誌・新聞など閲覧していただけますが
図書の貸出は5/10以降となります。

◎町田市立図書館の図書の受渡しは
10:00～17:00までとなります。

グランドオープンイベント

- ・ 日時：5/10（土）
11:00～15:00
- ・ 内容：オープニングセレモニー、シャボン玉ショー
トークセッション、おはなしに出会う会
ボッチャ体験、ワークショップ、バザー

本がある
キミがいる
つながる
つるぼん

変わりゆく街の中で
残したい本と居場所がある
本と街と人の新しいつながり方

つるかわ図書コミュニティ施設 「つるぼん」

本と共に、自分らしさと出会う居場所。
ここは、学びや発見、交流を通じて、新しい可能性に出会える場所です。
失敗も栄養に、やりたいことを自由に試せるジブン実験研究所。
インプットとアウトプット、try&error、つながりと情報の交差点。

ゝ 本がある キミがいる つながるつるぼん ゝ



【名称】つるかわ図書コミュニティ施設「つるぼん」

【開館時間】10:00-17:00

【休館日】毎週月曜日、第二木曜日、年末年始

【場所】〒195-0061 東京都町田市鶴川6-7-2-1-101
鶴川団地内(旧)町田市立鶴川図書館

【アクセス】小田急／神奈中バス
鶴川駅発鶴川団地（センター前経由）
または鶴川団地循環（北回り）でセンター前下車

つるぼん
tsurubon



【お問い合わせ】
一般社団法人つるかわ図書コミュニティ施設運営協議会
mail : info@tsurubon.com
Instagram : [tsurubon_libco](https://www.instagram.com/tsurubon_libco)

町田市図書コミュニティ施設運営事業補助金交付要綱

第1 趣旨

この要綱は、補助金等の予算の執行に関する規則（昭和42年3月町田市規則第6号）及び町田市補助金等の交付に関する要綱（2017年4月1日施行）に定めるもののほか、町田市図書コミュニティ施設運営事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 補助の目的

補助金は、予算の範囲内において、図書コミュニティ施設（図書を提供し、及び地域コミュニティの活性化の促進を図る施設をいう。以下「施設」という。）を運営する者に対し、施設の運営に要する経費を補助することにより、地域住民等の図書に触れる機会の創出及び地域住民等の交流の促進を図ることを目的とする。

第3 補助対象者

補助の対象となる者は、一般社団法人その他の事業者で、施設の運営に関し町田市と協定を締結したものとする。

第4 補助対象事業

補助の対象となる事業は、施設を運営する事業であって、次に掲げる事業とする。

- (1) 地域団体等と連携して実施するイベント事業
- (2) 図書及び読書する場所を地域住民等に提供する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

第5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、第4に規定する補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 人件費
- (2) 報酬
- (3) 報償費
- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 備品購入費
- (7) 旅費
- (8) 委託料
- (9) 使用料及び賃借料
- (10) 負担金
- (11) 手数料
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

第6 補助金の交付額

補助金の交付額は、第5に規定する補助対象経費の実支出額の範囲内で市長が必要と認める額とする。

第7 補助金の概算払

補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の概算払を請求することができる。

第8 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、2025年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2028年3月31日限り、その効力を失う。